

「公益通報者保護制度の実効性の向上に関する検討会最終報告書」に対する意見

氏名	公益社団法人 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会（通称 NACS） 消費者提言特別委員会
住所	〒150-0002 東京都渋谷区渋谷1丁目17番14号 全国婦人会館2階
電話番号	03-6434-1125（代表）
ファクシミリ番号	03-6434-1161
電子メールアドレス	nacs-teigen@nacs.or.jp
<p>公益通報者保護制度については、「消費者基本計画」（平成27年3月24日閣議決定）において、「制度の見直しの検討と、必要な措置の実施」を受けて、平成27年6月より「公益通報者保護制度の実効性の向上に関する検討会」、平成28年4月から検討会の下「ワーキング・グループ」にて法改正について審議が行われ、このほど「最終報告書」が取りまとめられました。今回の取りまとめによって具体的な法改正の方向性が示されたと受け止めております。つきましては、法案の骨子や条文案を早期に示し、法案化の作業に着手することが重要と考えます。今回の取りまとめられました報告書について以下のとおり意見を申し述べます。</p>	
<p>【該当箇所】最終とりまとめ 2（2）消費者庁が果たすべき役割等について <意見> 消費者庁が果たすべき役割を具体的に示し、以下のことに早急に取り組むべきです。</p> <ul style="list-style-type: none">・本法律を広く国民へ周知を図ること。・関係行政機関との間での役割分担と協力体制の構築に取り組むこと。・特に通報者への不利益取扱いに対して関係行政機関に行政措置を行えるようにすること。・一元的公益通報窓口の設置すること。・窓口寄せられた通報に対する調査権限を持つこと。・窓口寄せられた意見・苦情等を当該行政機関に改善要請をできる体制を構築すること。・地方自治体への通報窓口の設置を積極的に要請すること。小規模自治体では他の自治体と共同で窓口の設置を推進すべきです。 <p><<意見理由>> 消費者庁が司令塔機能を発揮すべきです。公益通報者保護法の国民への認知が今一つであるため、広く国民に法の理解を得るように広報に努める必要があります。さらに消費者庁が司令塔機能を発揮できるように具体的な体制整備が求められます。特に通報者への不利</p>	

益取扱いに対して行政措置等を実施する場合には関係行政機関との間で実効的な役割分担や協力関係を構築するなど、必要な体制整備は欠かすことができません。早急に消費者庁に実効性のある体制を作るべきです。消費者庁に一元公益通報窓口で寄せられた意見・苦情等を当該行政機関に改善要請を行えるようにするには強力な調査権限がなければ有効に機能せず、調査権限も持つべきです。（関連「ワーキング・グループ報告書P141 その他の論点第1通報に対する行政機関の調査措置義務」）さらに体制を作った後に制度の効果の有無、また機能が有効に発揮できないときにはその理由等も明らかにするなど、消費者庁が自ら検証する必要があります。

消費者庁がどこまで省庁を超えた司令塔になれるか、その力量が問われており、各方面から注視されています。

【該当箇所】最終とりまとめ

2(3) 公益通報者保護制度の実効性の向上に向けた今後の進め方

<意見>

早急に法改正までの具体的な工程表を作成するようにしてください。

《意見理由》

今回の取りまとめによって具体的な法改正の方向性が示されました。今後議論を進めるには消費者団体、マスコミ、事業者団体等から広く意見を求め聴取を行って議論を深める必要があります。意見を得やすい事業者団体だけでなく、中小・零細企業、公益法人、病院・学校等、幅広く意見を聞く必要があります。また通報者経験者からの意見聴取は法改正にも欠かせない視点を有していると思います。

その上で、見直し期間を大幅に超過している状態をふまえ、法案化の作業を急ぐべきです。

【該当箇所】最終とりまとめ

2(3) 公益通報者保護制度の実効性の向上に向けた今後の進め方

<意見>

特に二号通報や三号通報こそ充実を必要とあります。

《意見理由》

消費者庁として取り組みやすい一号通報（内部通報）の充実に重点を置くのではなく、二号通報（行政通報）や三号通報（マスコミや消費者団体等）こそ充実を図る必要があります。特に通報者経験者からマスコミ等への三号通報の有効性の指摘がありました。法の充実には二号・三号通報こそ充実させるべきです。

企業は企業内通報で不祥事が未然に防止できるメリットがあるため、消費者庁が積極的な後押しがなくとも効果が期待されます。しかし二号通報や三号通報の通報こそ充実させることは喫緊の課題です。

【該当箇所】ワーキング・グループ報告書

第1 通報者の範囲

<意見>

退職者・役員等・取引事業者、取引先従業員、従業員家族もすべて公益通報者として認めるべきです。

《意見理由》

通報者がだれであっても組織の不正を通報したものは保護されるべきと考えます。退職者は現役時に通報をためらいっている人が多く、そのような人が退職を機に通報する人こともあり通報者の範囲に含めるべきです。役員は重要な情報を得る立場あります。役員と言っても上場企業から零細中小企業まで幅広であっても通報者に含めるべきです。更に取り事業者から不正が発覚した事例もあり、取引事業者、取引先従業員も通報者の範囲に含めるべきです。また従業員の家族からの通報も認めるべきです。特に従業員へのパワハラ等は家族がそばで異常を感じていながらどこへも訴えることができない状況は電通事例にも見られるように最悪の事態を招かないためにも早急に改善すべきです。

【該当箇所】ワーキング・グループ報告書

第2 通報対象事実の範囲

<意見>

対象はもっと広げるべきです

《意見理由》

現在の対象範囲が狭く、国民は公益通報者保護法が459本のみ適用されているとは全く理解していません。法律が広く国民の利益になるように通報対象事実を限定すべきではなく広げるべきです。

【該当箇所】ワーキング・グループ報告書

第7 外部通報の要件

<意見>

内部通報優先から外部通報へ通報し易くすべきです。特に行政への通報や3号通報もし易くすべきです。

《意見理由》

外部への通報に様々な要件が課せられている現状では外部通報がしにくい。特に通報者が行政への通報を重視する傾向（アンケート結果）からも行政の相談窓口と通報に真摯に対応する姿勢が求められています。小規模自治体では他の自治体と共同で窓口の設置を推進すべきです。

【該当箇所】ワーキング・グループ報告書

Ⅱ その他の効果及びその要件について

第1 不利益取扱い等に対する行政措置

1. 行政措置を設けること自体について

<意見>

行政措置を設けるべきです。行政が積極的に関与しなければ通報者への不利益取扱いはなくなると考えます。また刑事罰の必要性も論議されていいと思います。

<<意見理由>>

現行では通報者が不利益取扱いを受けても何らの罰則はなく、行政が一定の関与（命令・勧告・公表等）が必要です。公益通報者は組織の不正を正すべき行動をとっても不利益取扱いを恐れ、通報をためらうことはアンケート結果からも明白です。公益通報者の保護をするために行政の関与は不利益取扱いに対する抑止効果も期待されます。

過酷な不利益取扱いに刑事罰も必要です。ただし個人（通報者）対組織（事業者）の構図があるため組織への罰則となりますが、是非考慮されるべきです。

【該当箇所】ワーキング・グループ報告書

II その他の効果及びその要件について

第1 不利益取扱い等に対する行政措置

4. あっせん、調停、相談、指導助言

<意見>

通報者が不利益取扱いから救済を求める際、あっせん、調停、相談、指導助言の制度が必要と考えます。

<<意見理由>>

通報者が不利益取扱いから救済を求めるに当たって、利用できる制度は限られており、いきなり裁判に訴えざる得ないのが現状です。労働局で行われている個別労働紛争について、あっせん、調停、相談、指導助言の制度は和解率も高いと聞いています。公益通報についても、訴訟の前に利用できるあっせん、調停、相談、指導助言の制度が必要です。

【該当箇所】ワーキング・グループ報告書

II その他の効果及びその要件について

第1 不利益取扱い等に対する行政措置

(2) 不利益取扱い禁止の刑事上・行政上の効果

<意見>

通報者が不利益取扱いを受けないための抑止効果として、非通報事業者が不利益禁止規定に違反した場合の刑事罰・行政措置の導入が必要です。

<<意見理由>>

現行法では通報された事業者が不利益禁止規定に違反した場合の刑事罰・行政的措置については規定がなく、通報者が不利益を受けた場合、裁判などで被害復を図るには費用や時間がかかるのが現状です。刑事罰・行政的措置が被害救済の迅速な措置であるとともに不利益取扱いの抑止効果にもなると考えられます。

【該当箇所】ワーキング・グループ報告書

Ⅱ その他の効果及びその要件について

第3 守秘義務

<意見>

一号通報（内部通報）先については守秘義務を課すべきです。三号通報先に関しては守秘義務を課しないとすべきです。

《意見理由》

内部通報（一号通報）では通報者の氏名・役職等の守秘義務は必要です。個人情報を守られてこそ安心できる内部通報制度です。

三号通報先は様々な団体が考えられ通報の受け付け体制が十分ではありません。三号通報先は459本の法律に精通していない中で守秘義務を課せられても対応ができないのが現状です。

【該当箇所】ワーキング・グループ報告書

Ⅱ その他の効果及びその要件について

第4 内部資料の持ち出しに係る責任の減免

<意見>

内部資料の持ち出しの責任の減免は必要です。

《意見理由》

公益通報の証拠となるべき資料の持ち出しに対して責任の減免は必要です。公益通報を活性化するためには法改正に盛り込むべきです。

以上